

再生可能エネルギー

固定価格買取制度 ガイドブック

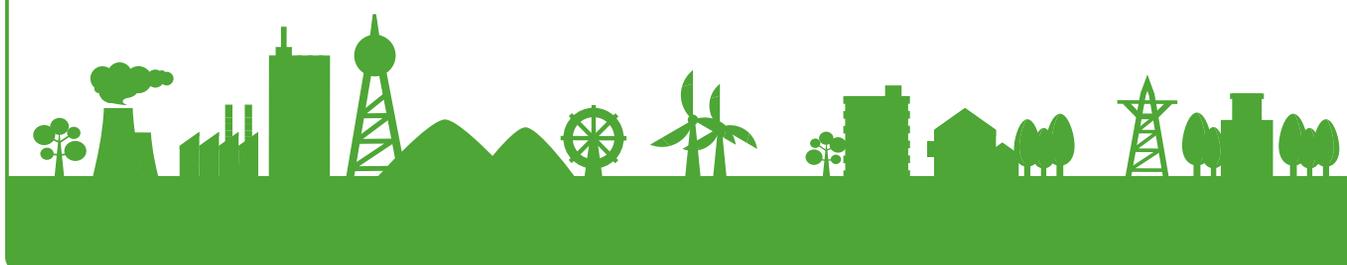
2018年度版



再生可能エネルギーをつくること
それは、日本の未来をつくること

目次

▶日本のエネルギーの現状と再生可能エネルギー	2
▶再生可能エネルギー固定価格買取制度の概要	3
▶再生可能エネルギーの導入状況	5
▶2018年度以降の調達価格と調達期間	6
▶再生可能エネルギー発電設備の発電開始までの流れ (太陽光発電の場合)	7
▶再生可能エネルギー発電設備の発電開始までの流れ (風力、中小水力、地熱、バイオマスの場合)	9
▶事業計画認定の手続方法	11
▶事業計画の提出方法(2016年度までに旧制度で設備認定を受けた方)	12
▶事業計画の認定について	13
▶認定後の注意事項	14
▶事業計画の変更について	15
▶2018年度の入札の概要とスケジュール	17
▶よくある質問	19

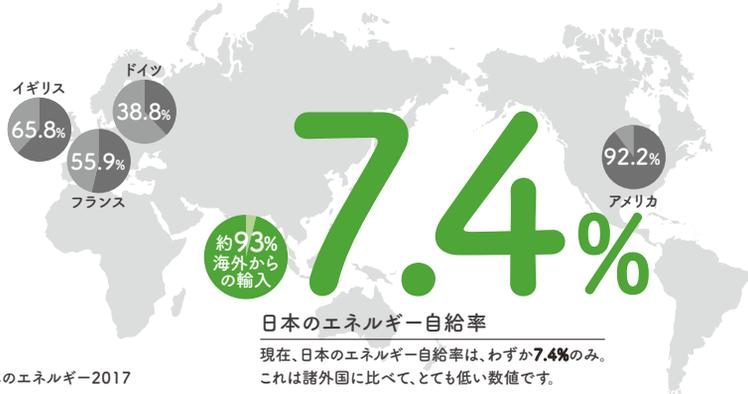


▶ 日本のエネルギーの現状と再生可能エネルギー

日本のエネルギー自給率は、わずか7.4%

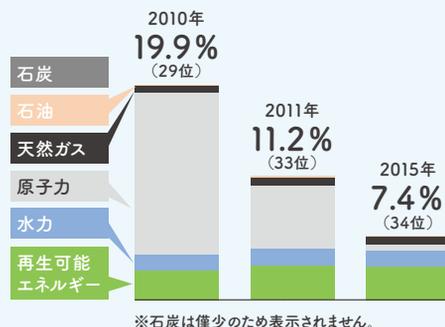
私たちの暮らしを支えているエネルギーは、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が中心です。いま世界のエネルギー需要は急速に増加しており、エネルギーの約93%を海外からの輸入に頼っている日本では、エネルギーの自給率の向上が大きな課題のひとつとなっています。そこで注目されているのが、日本の豊かな自然のチカラを電気エネルギーに変換する「再生可能エネルギー」です。

■ エネルギー自給率の国際比較



(出典)日本のエネルギー2017

■ 日本の一次エネルギー自給率の近年の推移



再生可能エネルギーの3つのベネフィット

日本のエネルギー自給率をアップ

太陽、風、水、地熱、森林といった日本にある自然のチカラを効率的に電気へ。エネルギー自給率の向上につながります。

日本の技術を活かし新たな産業を創出

新しい発電技術を開発して、国際競争力を高めるだけでなく、最新の発電施設を建設することで、新たな産業を広げていきます。

CO₂排出が少なく地球にやさしい

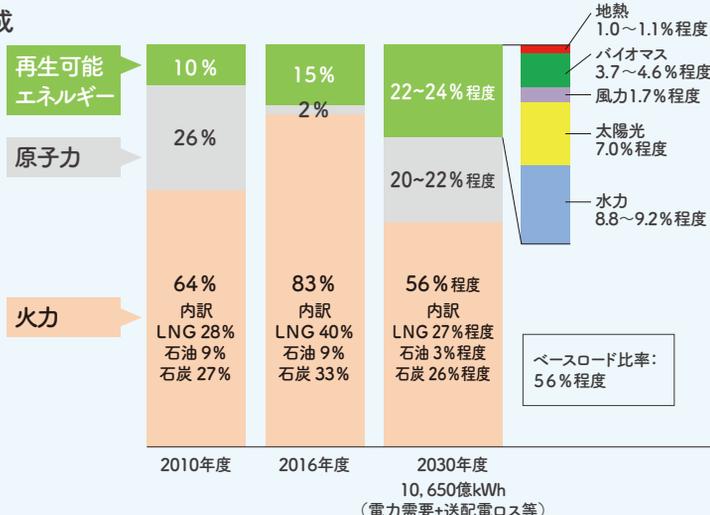
化石燃料を使う場合と比べると、環境への影響を最小限に抑えることができ、地球全体の環境問題の解決につながります。

エネルギーミックスの実現

2030年度 再生可能エネルギー比率22~24%を目指す

経済産業省では、2030年度のエネルギー需給構造の見通し・あるべき姿として、長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)を策定しており、2030年度の再生可能エネルギー比率22~24%を目指すこととしています。この水準の実現に向け、国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を図っていきます。

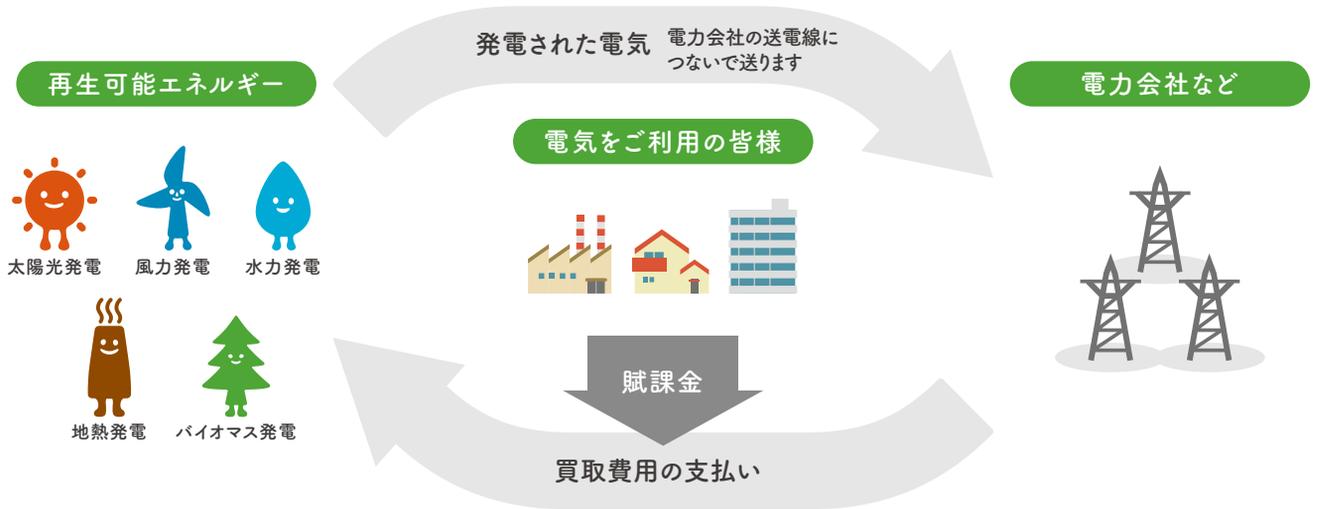
■ 電源構成



▶ 再生可能エネルギー固定価格買取制度の概要

固定価格買取制度の仕組み

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストなども回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。



再生可能エネルギー賦課金（再エネ賦課金）

固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気の利用者から広く集められる再エネ賦課金によってまかなわれます。再生可能エネルギーで発電された電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再エネ賦課金は、毎月の電気料金とあわせていただいています。

電気ご使用量のお知らせ		いつもご利用いただきありがとうございます		電気料金領収証	
エネ庁 タロウ 様		ご契約番号 000-000000-0 ご契約種別 AAA		再エネ タロウ 様	
●●年×月分		ご契約番号 000-000000-0 ご契約種別 AAA		●●年×月分	
ご使用量 000 kWh	ご請求予定額 0,000円	基本料金	000円	預収金額	0,000円
当月指示数 000	第1料金 000円	第2料金	000円	うち再エネ賦課金等	000円
前月指示数 000	第3料金 000円	燃料費調整額	0円	うち再エネ賦課金等	000円
差引 000	再エネ賦課金	0円		上記金額を×月×日 ご指定口座より 振込させていただきます。	
今回の検針日 ×月×日 次回の検針日 ×月×日		お問い合わせ先 ○△□電力株式会社 ○営業所		お問い合わせ先	
お引越の方 ×××××××××× その他の方 ××××××××××		○△□電力株式会社 ○営業所		検針票サンプル	

再エネ賦課金

$$\text{電気料金} + \text{再エネ賦課金} = \text{月々の電力会社へのお支払い}$$

〈再エネ賦課金の算定方法〉
(2018年5月検針分の電気料金から適用される単価)

再エネ賦課金

= ご自身が
使用した電気の量 (kWh) × 2.90円/kWh*

*ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。

再エネ賦課金の流れについては、こちらの動画をチェック

<http://www.youtube.com/watch?v=HNm08ZsGUr4>





対象となる再生可能エネルギー

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。(詳細は6ページ)

■各エネルギーの特徴



太陽光発電



太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステム。家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。

強
み

- 相対的にメンテナンスが簡易。
- 非常用電源としても利用可能。

課
題

天候により発電出力が左右される。一定地域に集中すると、送配電システムの電圧上昇につながり、対策に費用が必要となる。



風力発電



風のチカラで風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。陸上に設置されるものから洋上に設置されるものまであります。

強
み

- 大規模に開発した場合、コストが火力、水力並みに抑えられる。
- 風さえあれば、昼夜を問わず発電できる。

課
題

広い土地の確保が必要。また、風況の良い地域が北海道と東北などに集中しているため、広域での連系についても検討が必要。



水力発電



水力発電は河川などの高低差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーで水車を回して発電します。現在では農業用水路や上水道施設などでも発電できる中小規模のタイプが利用されています。

強
み

- 安定して長期間の運転が可能で信頼性が高い。
- 中小規模タイプは分散型電源としてのポテンシャルが高く、多くの未開発地点が残っている。

課
題

中小規模タイプは相対的にコストが高く、事前の調査に時間を要し、水利権や関係者との調整も必要。



地熱発電



地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、タービンを回して発電します。使用した蒸気は水にして、還元井で地中深くに戻されます。日本は火山国で、世界第3位の豊富な資源があります。

強
み

- 出力が安定しており、大規模開発が可能。
- 昼夜を問わず24時間稼働。

課
題

開発期間が10年程度と長く、開発費用も高額。また、温泉、公園施設などと開発地域が重なるため、地元との調整が必要。



バイオマス発電



動植物などの生物資源(バイオマス)をエネルギー源にして発電します。木質バイオマス、農作物残さ、食品廃棄物など様々な資源をエネルギーに変換します。

強
み

- 資源の有効活用で廃棄物の削減に貢献。
- 天候などに左右されにくい。

課
題

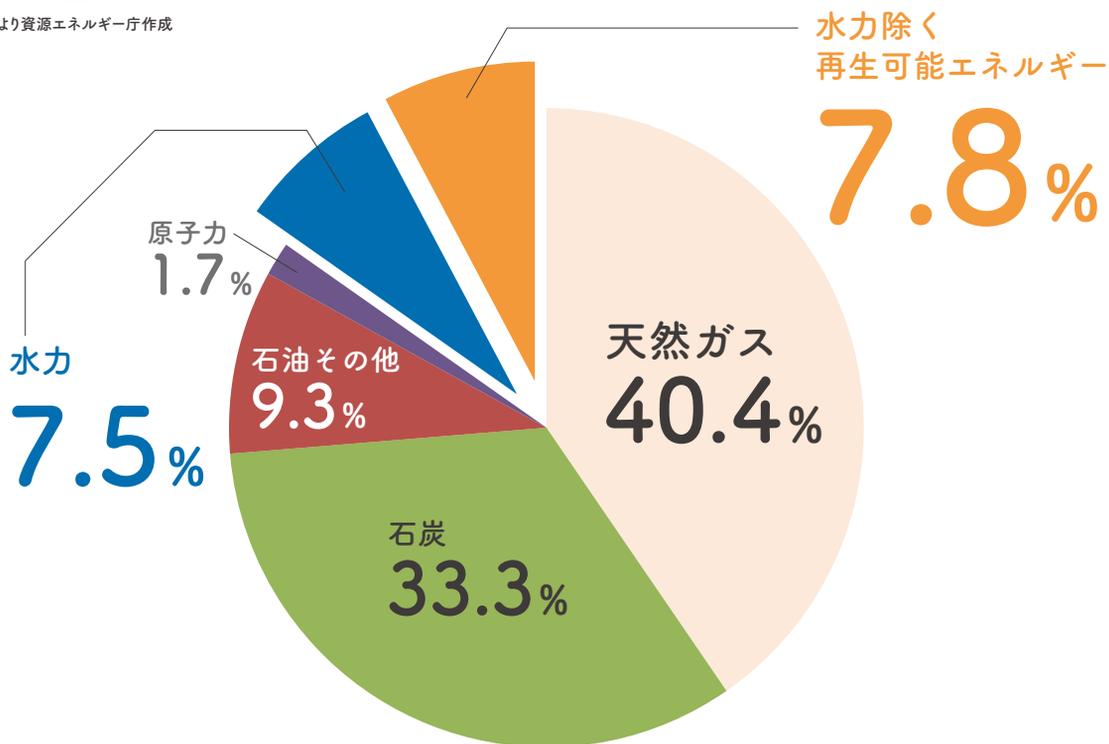
原料の安定供給の確保や、原料の収集、運搬、管理にコストがかかる。

▶ 再生可能エネルギーの導入状況

2016年度の発電電力量のうち、再生可能エネルギーが占める割合は約15%。その半分は水力発電です。水力を除く再生可能エネルギーが発電電力量に占める割合は、2.7%（2011年度）から、7.8%（2016年度）に増加しました。

■ 我が国の発電電力量の構成（2016年度）

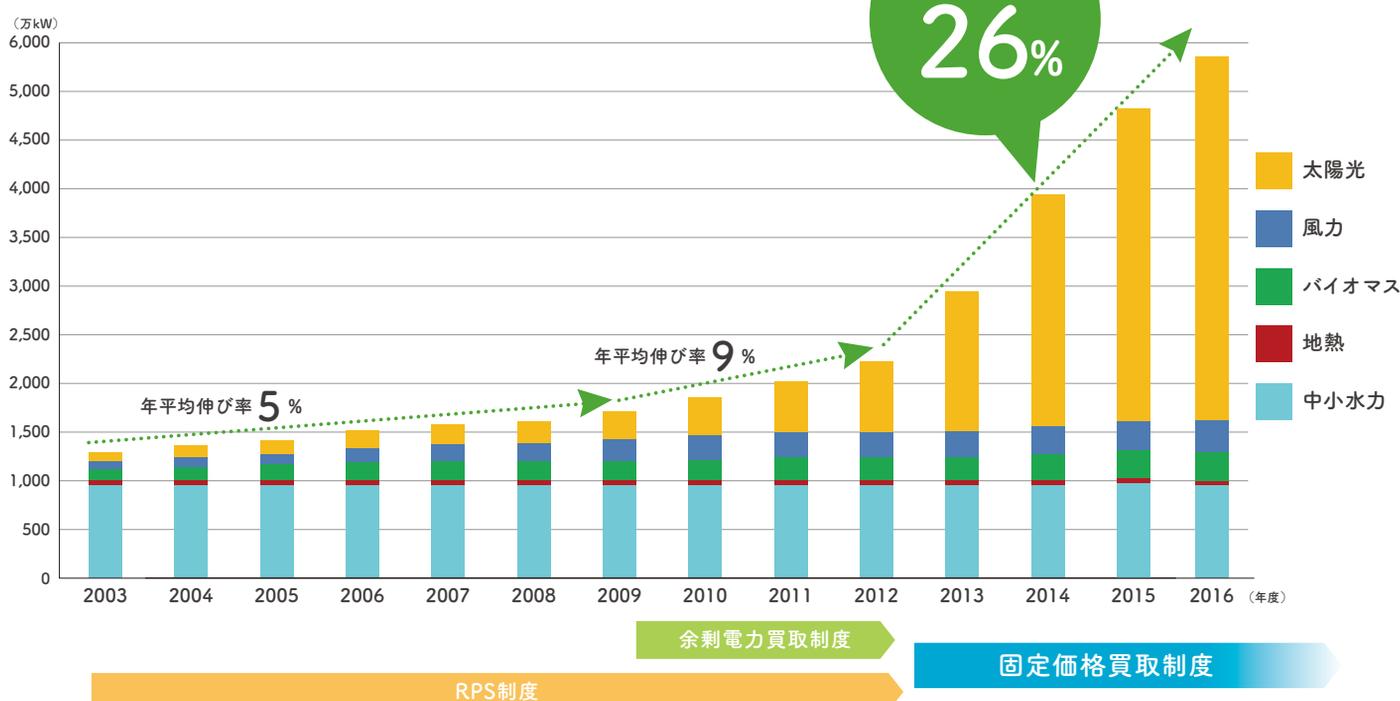
出典：総合エネルギー統計より資源エネルギー庁作成



■ 固定価格買取制度の開始により、急速に設備導入量が増えています。

再生可能エネルギー（大規模水力除く）の設備容量の推移

2012年7月に固定価格買取制度を開始して以降、2017年3月末時点で既に約5,600万kWに達するなど、設備容量は2012年からの年平均伸び率で26%に上昇。



（JPEA出荷統計、NEDOの風力発電設備実績統計、包蔵水力調査、地熱発電の現状と動向、RPS制度・固定価格買取制度認定実績等より資源エネルギー庁作成）

▶ 2018年度以降の調達価格と調達期間 2018年4月1日～ 2021年3月31日

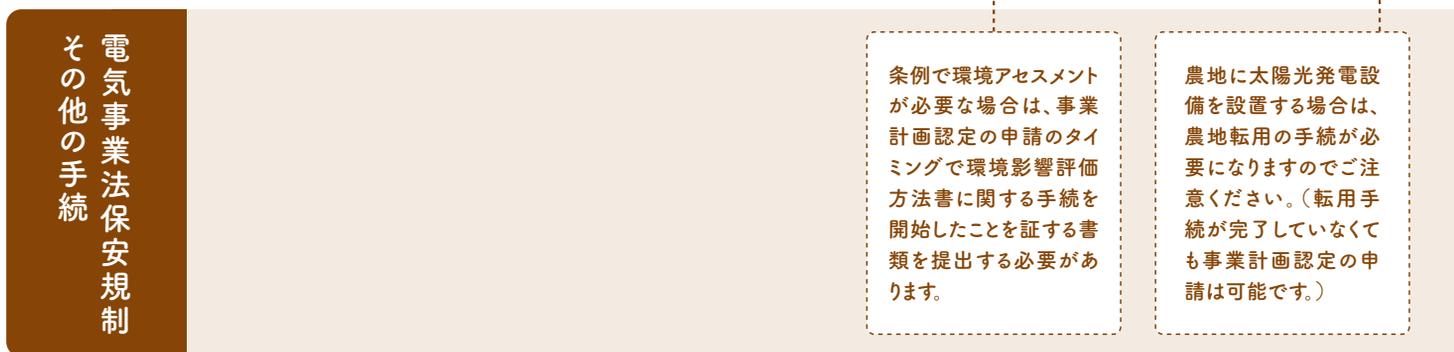
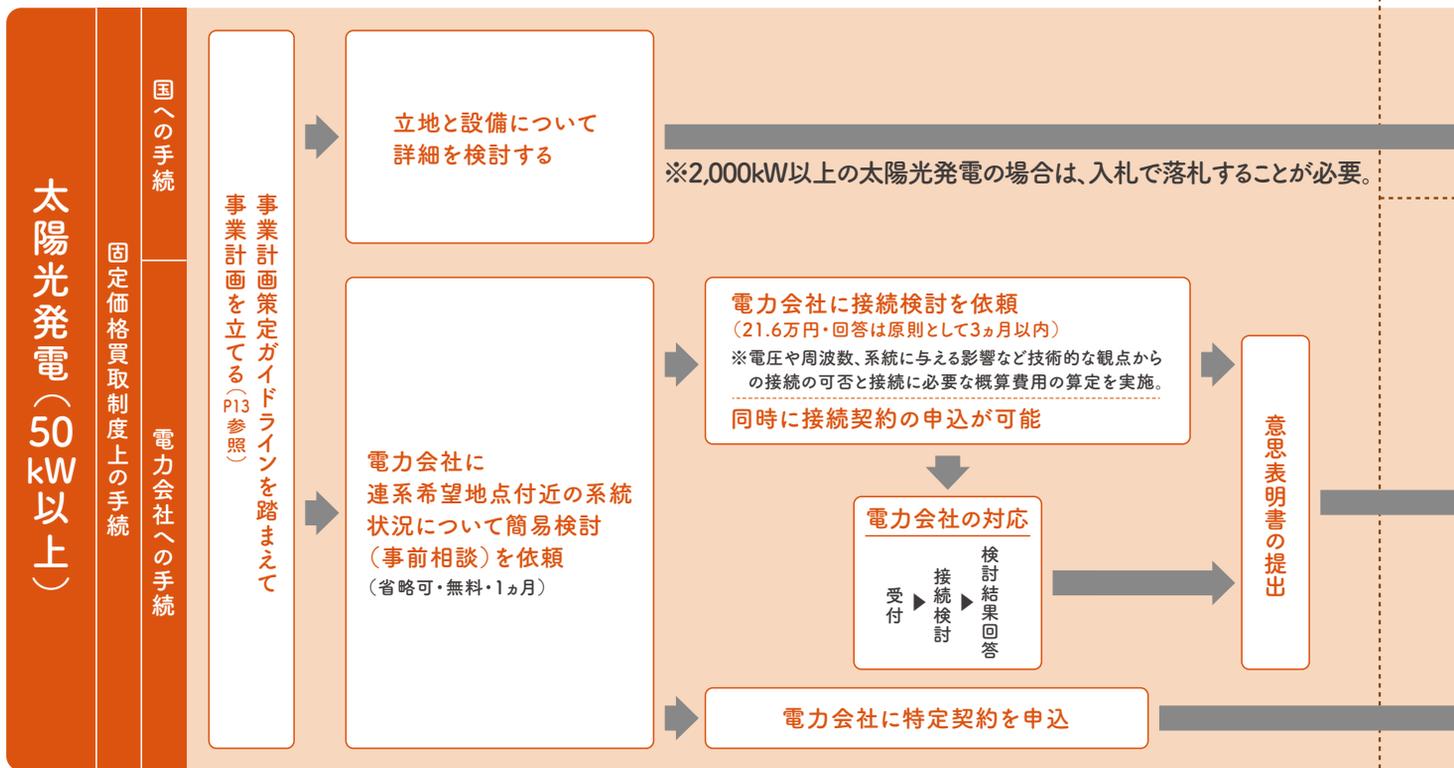
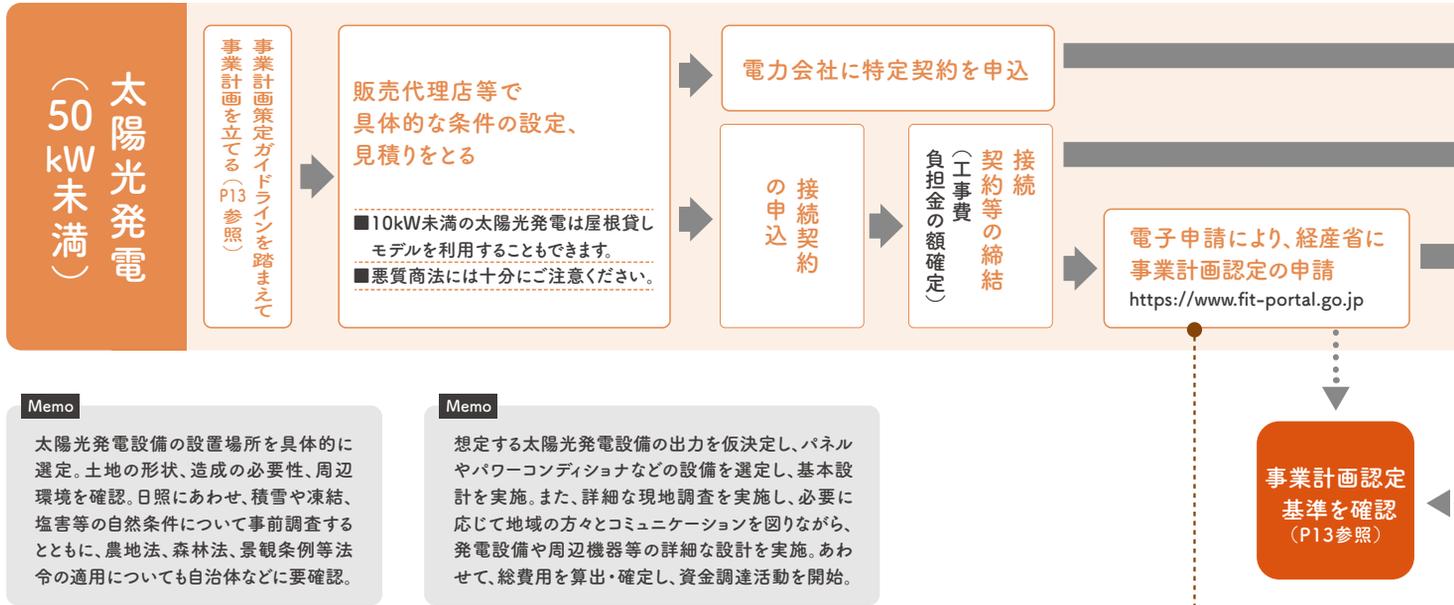
調達価格や調達期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

電源	調達区分		1kWhあたり調達価格				調達期間	
			2017年度(参考)	2018年度	2019年度	2020年度		
太陽光	2,000kW以上(入札制度適用区分)		入札制度により決定				20年間	
	10kW以上2,000kW未満		21円+税	18円+税	—	—		
	10kW未満	出力制御対応機器設置義務なし	28円	26円	24円	—	10年間	
		出力制御対応機器設置義務あり※1	30円	28円	26円	—		
	10kW未満(ダブル発電)	出力制御対応機器設置義務なし	25円		24円	—		
出力制御対応機器設置義務あり※1		27円		26円	—			
電源	調達区分		1kWhあたり調達価格				調達期間	
			2017年度(参考)	2018年度	2019年度	2020年度		
風力	陸上風力		(2017年9月末まで22円+税(20kW以上)) 21円+税	20円+税※2	19円+税	18円+税	20年間	
			55円+税(20kW未満)					
	陸上風力(リプレース)		18円+税	17円+税	16円+税			
	洋上風力(着床式)※3		36円+税			—		
洋上風力(浮体式)		36円+税						
電源	調達区分		1kWhあたり調達価格				調達期間	
			2017年度(参考)	2018年度	2019年度	2020年度		
中小水力	5,000kW以上30,000kW未満		(2017年9月末まで24円+税)	20円+税			20年間	
	1,000kW以上5,000kW未満		27円+税					
	200kW以上1,000kW未満		29円+税					
	200kW未満		34円+税					
中小水力 (既設導水路活用型)※4	5,000kW以上30,000kW未満		12円+税				20年間	
	1,000kW以上5,000kW未満		15円+税					
	200kW以上1,000kW未満		21円+税					
	200kW未満		25円+税					
電源	調達区分		1kWhあたり調達価格				調達期間	
			2017年度(参考)	2018年度	2019年度	2020年度		
地熱	15,000kW以上		26円+税				15年間	
	リプレース	15,000kW以上全設備更新型	20円+税					
		15,000kW以上地下設備流用型	12円+税					
	15,000kW未満		40円+税					
	リプレース	15,000kW未満全設備更新型	30円+税					
		15,000kW未満地下設備流用型	19円+税					
電源	調達区分		1kWhあたり調達価格				調達期間	
			2017年度(参考)	2018年度	2019年度	2020年度		
バイオマス	メタン発酵ガス(バイオマス由来)		39円+税				20年間	
	間伐材等由来の木質バイオマス	2,000kW以上	32円+税					
		2,000kW未満	40円+税					
	一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料	10,000kW以上(入札制度適用区分)	製材端材、輸入材※5、剪定枝※6、バーム椰子殻、バームトランク	(2017年9月末まで24円+税)	入札制度により決定	—		—
		10,000kW未満		21円+税(20,000kW以上)	24円+税	—		—
	農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料(入札制度適用区分)※1		バーム油	24円+税(20,000kW未満)	入札制度により決定	—		—
	建設資材廃棄物		建設資材廃棄物(リサイクル木材)、その他木材	13円+税				
	一般廃棄物・その他バイオマス		剪定枝※6・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液	17円+税				

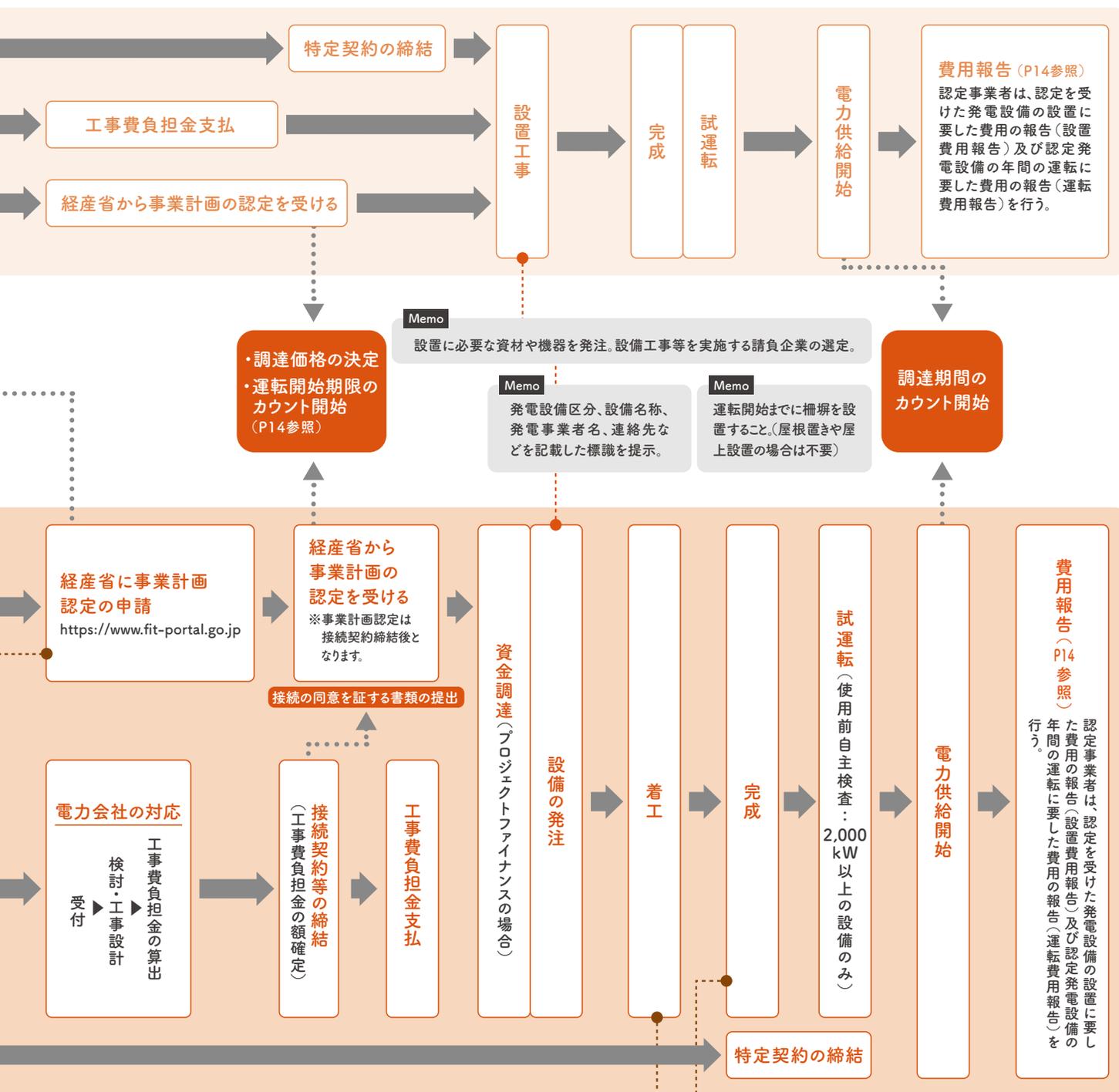
【太陽光】※1 北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の供給区域において、出力制御対応機器の設置が義務付けられます。【風力】※2 20kW未満については、土地の確保を証明する賃貸借契約書等の書類を含む接続契約以外の必要書類を全て揃えた上で、FIT認定の申請及び接続契約の申込みを2018年2月末までに完了し、かつ、2018年7月末までに接続契約の締結が確認できた案件に限り、2017年度の調達価格を適用。※3 一般海域の海域利用ルール整備に合わせて、ルールの適用される案件は入札制度に移行。【中小水力】※4 既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。【バイオマス】※5 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく由来の証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。※6 一般廃棄物に該当せず、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく由来の証明が可能な剪定枝については、一般木質バイオマスとして取り扱う。

▶ 再生可能エネルギー発電設備の発電開始までの流れ

設置の検討から電力供給開始まで様々な作業や手続があり、国からの事業計画認定に当たっては、あらかじめ電力会社から系統接続について同意を得る必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますので、あくまでモデルケースとしてご紹介します。



太陽光発電の場合



2,000kW以上の設備

- 電気主任技術者の選任。
- 工事着工30日前までに、工事計画書の届出。
- 工事着工前までに保安規程の届出。

50kW以上～2,000kW未満の設備

- 電気主任技術者の選任(外部委託可能)。
- 工事着工前までに保安規程の届出。

提出先は、所轄の産業保安監督部

2,000kW以上の設備

竣工後、試運転を通じ調整・自主検査を実施。なお、自主検査後、遅延なく使用前安全管理審査申請書を提出。

500kW以上～2,000kW未満の設備

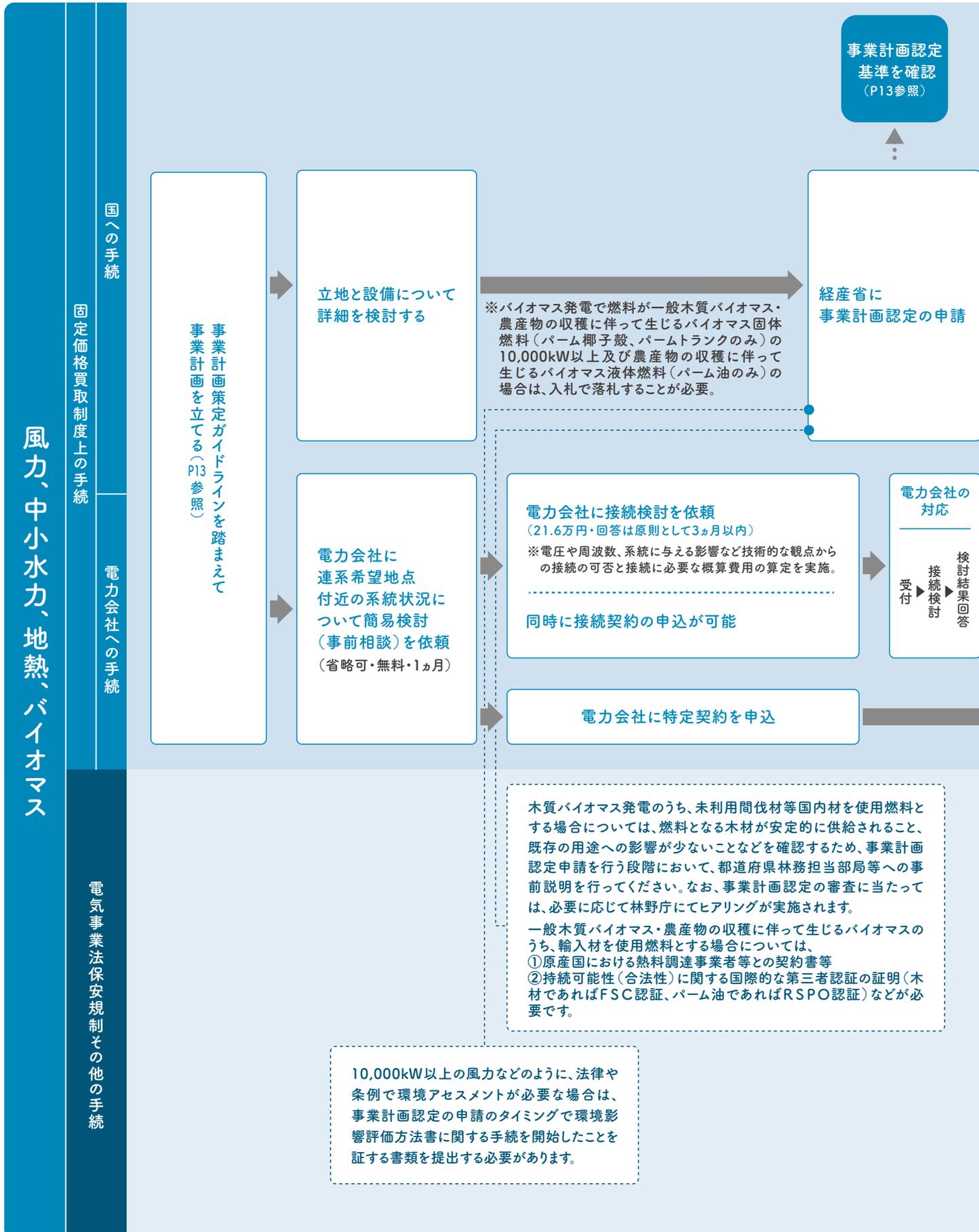
竣工後、試運転を通じ調整・自主検査を実施。なお、自主検査後、遅延なく、使用前自己確認の届出書を提出。

提出先は、所轄の産業保安監督部

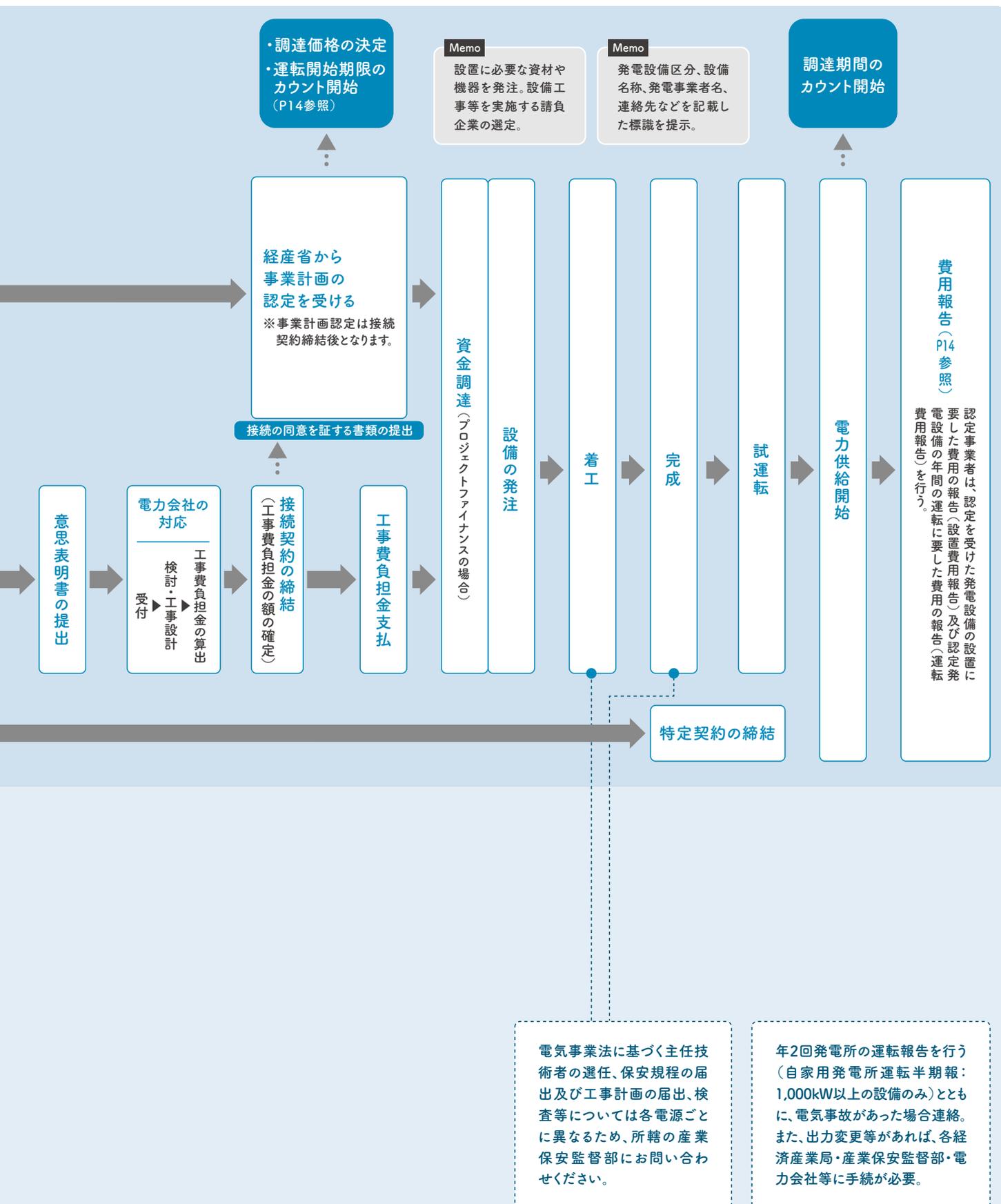
年2回発電所の運転報告を行う(自家用発電所運転半期報:1,000kW以上の設備のみ)とともに、電気事故があった場合連絡。また、出力変更等があれば、各経済産業局・産業保安監督部・電力会社等に手続が必要。

▶ 再生可能エネルギー発電設備の発電開始までの流れ

設置の検討から電力供給開始まで様々な作業や手続があり、国からの事業計画認定に当たっては、あらかじめ電力会社から系統接続について同意を得る必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますので、あくまでモデルケースとしてご紹介します。



風力、中小水力、地熱、バイオマスの場合



▶ 事業計画認定の申請方法

申請フロー



※太陽光50kW未満については、設備設置者からの委任を受けた工務店や販売会社等の代行業者が各種申請手続を行った場合、設備設置者に申請手続がなされたことを知らせるメールを送信します。設備設置者にて申請内容を確認の上、「承諾」又は「拒否」をシステムを通じて行っていただき、「承諾」が確認できてから審査に入ることになります。そのため、設備設置者のメールアドレスの登録は必須です。

50kW未満太陽光発電の場合

電子申請を行います。

事業計画認定

STEP 1

下記ホームページにアクセスし、申請をお願いいたします。記入内容の不備等がありますと、認定までの期間が長くなります。必ず記入内容をご確認の上、申請してください。

[再生可能エネルギー電子申請ホームページ] <https://www.fit-portal.go.jp>

STEP 2

認定されると、メールで通知が届きます。

STEP 3

メールを確認後、認定通知書をダウンロードしてください。

太陽光(50kW以上)、風力、中小水力、地熱、バイオマス発電の場合

紙で申請を行います。

事業計画認定

STEP 1

事業計画認定を受けるためには、必要書類を書留などの方法で送付する必要があります。書類の不備がありますと、認定までの期間が長くなります。必ず記入内容や必要書類をよくご確認の上、申請してください。

ホームページより申請書をダウンロードし、記載要領を見ながら記載します。
あわせて添付書類も用意します。

[申請書・記載要領]

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html#sun50kW

STEP 2

「申請書(添付書類含む) + 連絡票 + 返信用封筒(切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載)」を発電設備の立地場所の都道府県を管轄する経済産業局へ送付してください。申請から認定まで1~2ヵ月程度かかります。(ただし、バイオマス発電の場合は2~3ヵ月程度)

受付印を押印した申請書(写)が不要な場合



保存用など受付印を押印した申請書(写)が必要な場合



※書類に不備があった場合は、受付日が上記の処理期間の開始日とはなりませんのでご注意ください。

STEP 3

認定通知書が申請者に届きます。

▶ 事業計画の提出方法 (2016年度までに旧制度で設備認定を受けた方)

手続と提出期限



※太陽光50kW未満については、設備設置者からの委任を受けた工務店や販売会社等の代行業者が各種申請手続を行った場合、設備設置者に申請手続がなされたことを知らせるメールを送信します。設備設置者にて申請内容を確認の上、「承諾」又は「拒否」をシステムを通じて行っていただき、「承諾」が確認できてから審査に入ることになります。そのため、設備設置者のメールアドレスの登録は必須です。

- 【①】 2016年7月1日～2017年3月31日に旧制度で設備認定を取得
- 【②】 2016年10月1日～2017年3月31日に電源接続案件募集プロセス等を終えたまたは2017年4月1日時点で手続中の電源接続案件募集プロセス等に参加

■ 接続契約締結日から6ヵ月以内に事業計画（「接続の同意を証する書類」を添付）を提出

< 注意 >

上記①に当たる場合は認定日の翌日から9ヵ月以内に、②に当たる場合は電源接続案件募集プロセス等が終了した日の翌日から6ヵ月以内に、電力会社との接続契約ができていない場合には、その期限日の翌日に認定が失効します。

提出は電子システムで行います。

STEP 1

下記ホームページにアクセスし、提出をお願いいたします。

[再生可能エネルギー電子申請ホームページ] <https://www.fit-portal.go.jp>

※旧システムで「登録者」としてログインID・パスワードをお持ちの場合はインターネット上で手続が完了します。ログインIDをお持ちでない場合は、事業計画書をダウンロードいただき、必要事項を記載の上、代行手続機関に提出してください。

STEP 2

事業計画の内容が確認され、新制度への移行が完了すると、メールで通知が届きます。

※新制度の下で変更手続を行う場合は、この事業計画を提出し、新制度への移行が完了した旨の通知が届いた後で、手続が可能となります。

事業計画の提出

< 事業計画書の記入に当たっての注意点 >

主な記載項目	記載上の注意点
設備ID	認定時に発行されていますので認定通知書をご確認ください。東京電力エナジーパートナー（株）に売電されている場合は、検針票に記載されています。
太陽電池の合計出力	認定上の発電出力ではなく太陽光パネルの合計出力を記入（単位はkW、小数第2位以下を切り捨てて小数第1位までを記入）
設備の所在地に係る情報	認定上の所在地を記入（認定が「他〇筆」や、カンマ（,）で地番を区切っている場合は、正確な地番を1つずつ記入）
接続契約締結日/締結先	電力会社との契約書に記載されたものを記入（2017年3月31日時点で売電開始済みの場合、接続契約締結日は不要）
買取価格	毎月の検針票や契約書に記載されたものを記入（税抜き価格で記入。税抜き計算は、一律8%で割戻し、小数第2位まで記入（第3位以下切捨て））。検針票や契約書に買取価格の記載がない場合は、以下の価格を記入。 記入する価格（小数第2位まで記入（第3位以下切捨て））＝購入予定金額÷購入電力量÷1.08
接続同意を証する書類	書類について不明な場合は、下記「なっとく!再生可能エネルギー」のHPを確認いただくか電力会社へお問い合わせください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename.html#doui

▶ 事業計画の認定について

主な認定基準

認定を取得するためには、発電事業計画が以下のような認定基準の全てを満たしている必要があります。（再エネ特措法施行規則第五条）

土地の確保	再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得できると認められること、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であること
分割禁止	特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと
設備の決定	認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること
接続同意	再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること
保守点検及び維持管理	再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
設備の廃棄	再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること
関係法令の遵守	関係法令（条例を含む）の規定を遵守すること

電源別事業計画策定ガイドライン

事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業者がFIT法に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項について、考え方を記載したものです。本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、FIT法に基づく指導・助言、改善命令、認定の取消し等の措置が講じられる可能性があることに注意が必要です。なお、努力義務として記載されているものについても、それを怠っていると認められる場合には、FIT法に基づく指導・助言等の対象となる可能性があります。

< ガイドライン記載事項の具体例（全電源共通事項） >

遵守事項	推奨事項
<ul style="list-style-type: none"> ■自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ■説明会の開催など、地域住民との適切なコミュニケーションを図る
<ul style="list-style-type: none"> ■発電事業者名、保守管理責任者名、連絡先等の情報を記載した標識を掲示する ※旧認定取得者は新制度に移行した時点から1年以内に掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> ■発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる
<ul style="list-style-type: none"> ■柵塀等の設置により、第三者が構内に立ち入ることができないような措置を講じる 	<ul style="list-style-type: none"> ■民間団体が作成したガイドラインを参考にし、保守点検及び維持管理を実施する
<ul style="list-style-type: none"> ■保守点検及び維持管理計画を策定し、これに則り保守点検及び維持管理を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ■FITの調達期間終了後も設備更新することで、事業を継続する
<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに発電設備を処分する 	

< 電源毎のトピック >

太陽光

- ・民間ガイドライン等を参考とした、適切な保守点検及び維持管理の実施（電事法の規制が緩い50kW未満も対象）
- ・民間ガイドライン等を参考とした、適切な設計・施工
- ・周辺環境への反射、騒音や廃棄等に対する適切な措置

風力

- ・風況、落雷、着氷等の気象条件等についての事前調査の実施
- ・適切な保守点検及び維持管理の実施（電事法の規制が緩い20kW未満も対象）

中小水力

- ・水利使用に係る手続の適切な実施

地熱

- ・湧出量や温度等の推移を把握するための源泉モニタリングの実施
- ・植生や家屋等への影響を把握するための蒸気の大気放散のモニタリングの実施
- ・地元自治体、地域住民、温泉事業者等との関係構築

バイオマス

- ・燃料となるバイオマスを安定的に調達できる体制の構築
- ・同一種類のバイオマスを利用している既存事業者等への配慮

▶ 認定後の注意事項

認定情報の公表

認定された事業計画のうち、下記の項目は、資源エネルギー庁ホームページにおいて公表されます。(太陽光20kW未満を除く)

公表項目	<ul style="list-style-type: none">● 発電設備の設備ID● 事業者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名● 発電設備の区分● 発電設備の発電出力● 太陽電池の合計出力(太陽光発電設備に限る)● 発電設備の所在地
------	--

運転開始期限

各電源の開発の特性に応じて、電源毎に以下のとおり運転開始期限を設定しています。

認定日(起算日)の翌日から以下に掲げる期間(運転開始期限)を超過した場合は、超過期間分だけ調達期間が月単位で短縮されます。

※2016年度以前に認定を取得し、かつ、2016年8月1日以降に電力会社と接続契約を締結している10kW以上太陽光の案件は、新認定制度における認定を受けたものとみなされた日(原則、2017年4月1日)が起算日となり、2020年3月31日までに運転を開始していただく必要があります。

太陽光	3年(10kW未満は1年を過ぎると認定失効)
風力	4年(認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は8年)
中小水力	7年(当該設備が特定多目的ダム法に規定する多目的ダムに設置されるものであって、認定日以降に当該多目的ダムの建設に係る計画の実施が延期されたときは、当該延期された期間を加えた期間)
地熱	4年(認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は8年)
バイオマス	4年

費用報告

認定事業者は、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告(①設置費用報告)及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告(②運転費用報告)を行う必要があります。

< 報告対象者 >

発電設備の分類		報告形態	
		①設置費用報告(増設費用報告)	②運転費用報告
太陽光 発電設備	10kW未満の設備※	必要 (増設費用報告は不要)	経済産業大臣が求めた場合は必要 (対象者には、後日別途ご案内いたします。)
	10kW以上の設備	必要	
太陽光以外の発電設備		必要	

※特例太陽光発電設備(設備IDの頭文字がF)は、設置費用報告、運転費用報告とも不要です。

※10kW未満であっても増設により10kW以上となった場合、増設費用報告は必要となります。

< 報告時期 >

①設置費用報告: 発電設備が運転開始した日から1ヵ月以内(増設した場合は、増設した日から1ヵ月以内に増設費用報告)

②運転費用報告: 発電設備が運転開始した月又はその翌月に、毎年1回

< 提出方法・提出先 >

●太陽光発電設備

・電子申請: 「再生可能エネルギー電子申請ホームページ(<https://www.fit-portal.go.jp/>)」を通じて報告。

(インターネットで報告できない方は、紙申請: ホームページから様式を印刷し、記載の上、経済産業省が委託した代行申請機関へ郵送)

●太陽光以外の発電設備

・紙申請: ホームページから様式を印刷し、記載の上、発電設備の設置場所の都道府県を所管する経済産業局へ郵送。

[記入様式・記入例]

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_report.html

▶ 事業計画の変更について

変更内容ごとの変更手続の整理表

認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定、②事前変更届出、③事後変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要があります。

	変更内容	価格変更の可能性があるもの	備考
①変更認定	発電事業者名の変更		変更後の発電事業者が手続を行うこととし、社名変更、会社分割、合併、相続等については、「③事後変更届出」の対象。
	発電設備の区分の変更		
	発電出力の変更	●	手続にはあらかじめ接続契約の変更が必要。
	発電設備の所在地の変更		運転開始後において、急遽生じたやむを得ない理由（住宅の引越し、土地収用、災害等）があると認められた場合に限り、移設が可能。
	発電設備の設置形態（屋根置き・地上設置の別）の変更【太陽光】		
	発電設備に係る事項（製造事業者名、型式等）の変更【太陽光・風力20kW未満】	●	
	太陽電池の合計出力の変更【太陽光】	●	
	配線方法、電気供給量の計測方法の変更		
	接続契約締結日の変更	●	工事費負担金未入金、再接続検討等の理由で、接続契約を再締結して接続契約締結日が変わる場合にのみ変更手続が必要。
	保守点検責任者の変更		
	バイオマス燃料の種類の変更【バイオマス】	●	同じ調達価格区分内での燃料の種類の変更も変更認定の対象。
バイオマス比率及びバイオマス比率考慮後の出力の変更【入札対象となるバイオマス】		入札対象とならないバイオマス発電設備のバイオマス比率変更については、「②事前変更届出」の対象。	
②事前変更届出	事業計画の内容の変更のうち「①変更認定」に係る事項を除いたもの		「①変更認定」の対象となる項目を除いた、設備所在地、接続契約締結先、保守点検及び維持管理計画等に変更が生じる場合が対象。
③事後変更届出	認定事業者の氏名・名称、住所の変更		
	（認定事業者が法人の場合） 代表者氏名、役員氏名の変更		



調達価格が変更される事業計画の変更

■ 太陽光発電設備（特例太陽光発電設備を除く）

変更内容		対象者	
		以下3つを全て満たす者 ①2017年3月31日までに認定を受けている ②2016年7月31日までに接続契約を締結している ③運転開始前である	左記の対象者以外
発電出力の変更※1	出力の増加	変更あり	変更あり
	出力の減少 (10kW以上かつ20%以上)	変更あり	変更なし
発電設備に係る事項の変更※2	太陽電池のメーカーの変更	変更あり	変更なし
	太陽電池の種類の変更	変更あり	変更なし
	太陽電池の変換効率の低下	変更あり	変更なし
太陽電池の合計出力の変更※3	合計出力の増加 (3kW以上または3%以上)	変更あり	変更あり
	合計出力の減少 (20%以上)	変更あり	変更あり
接続契約締結日の変更		変更あり	変更あり

※1 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に出力を変更する場合又は10kW未満の発電設備の出力増加であって、変更後も10kW未満の設備である場合は、調達価格の変更なし。

※2 メーカーが当該種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合又は10kW未満の発電設備の変更の場合は、調達価格の変更なし。

※3 発電出力が10kW未満の発電設備は除く。

■ 特例太陽光発電設備（2012年6月30日までに太陽光の余剰電力買取の申込みを行った設備で、固定価格買取制度へ移行されたもの。設備IDの頭文字が「F」から始まる。）

発電出力の増加又は減少や自家発電設備の併設又は撤去等により、価格区分が変更になった場合のみ、調達価格が変更されます。この場合に適用される価格は、その設備が余剰電力買取の申込みを行った年度の特例太陽光価格になります。

■ 風力、中小水力、地熱、バイオマス発電設備

変更内容		運転開始前	運転開始後
発電出力の変更※1	出力の増加	変更あり	変更あり
	出力の減少 (10kW以上かつ20%以上)	変更あり	変更なし
接続契約締結日の変更		変更あり	変更あり
バイオマス燃料の種類の変更※2【バイオマス】		変更あり	変更あり

※1 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に出力を変更する場合は、調達価格の変更なし。

※2 使用するバイオマス燃料の種類の変更（異なる価格区分に属するバイオマス燃料の追加）による区分等の追加（価格変更の対象は、当該追加された区分等への調達価格の適用に限る）。

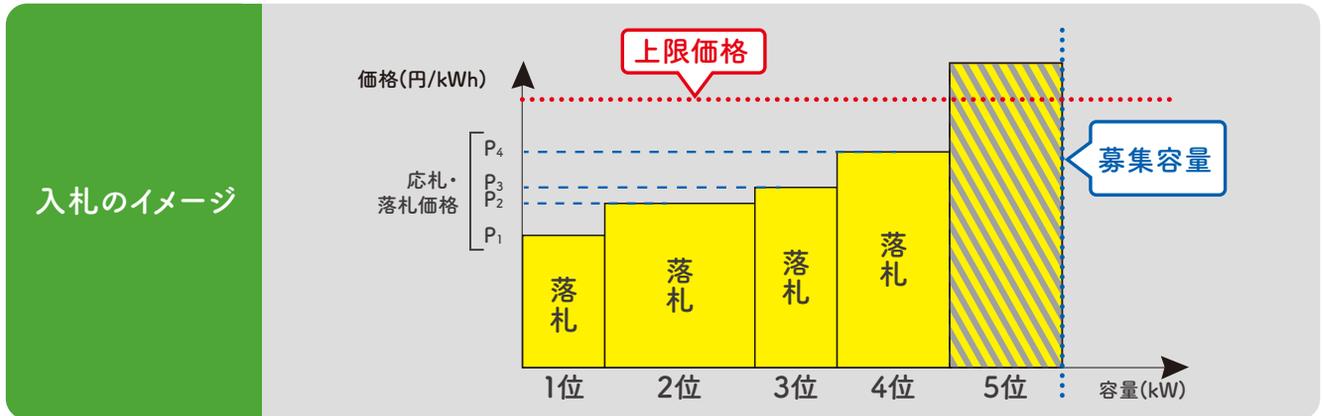
▶ 2018年度の入札の概要とスケジュール

ここでは、2018年度の入札の概要についてご紹介します。

詳細については、指定入札機関である低炭素投資促進機構のホームページをご覧ください。

2018年度の入札の概要

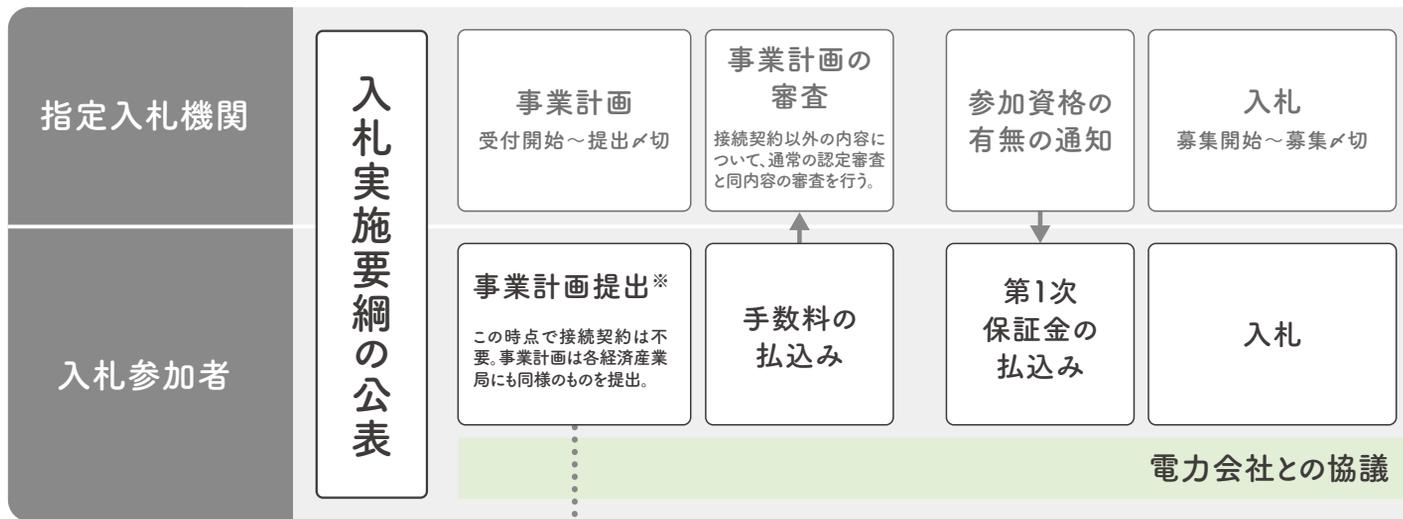
- ・FIT法による入札では、上限価格を超えない価格の入札者のうち、低価の入札者から順次募集容量に達するまで落札者として決定します。
- ・落札者の調達価格等：応札額を調達価格として採用します（pay as bid方式）。調達期間は20年間です。



	太陽光発電（第2回、第3回）	バイオマス発電（第1回）
入札対象区分	出力 2,000kW 以上の太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 出力 10,000kW 以上の一般木材等バイオマスによる発電設備 バイオマス液体燃料による発電設備
募集容量	第 2 回：250MW 第 3 回：250MW ※ ¹ <small>※¹ 第2回の応札容量が250MWを下回った場合、第2回の応札容量と同量が募集容量となる。</small>	<ul style="list-style-type: none"> 出力 10,000kW 以上の一般木材等バイオマスによる発電設備：180MW バイオマス液体燃料による発電設備：20MW
上限価格	非公表 ※ ² <small>※² 開札後に公表。当該上限価格は、非公開による調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定。</small>	

入札フロー

入札は以下の流れに従って実施されます。





2018年度の入札実施スケジュール

2018年度は下記のスケジュールで入札を実施します。

	2018年度		
	太陽光第2回	太陽光第3回	バイオマス第1回
4月	入札実施要綱の公表、入札説明会		入札実施要綱の公表、 入札説明会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の受付(5/17~5/31締切) ・手数料の納付受付(5/17~6/7締切) 		
6月			
7月	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の審査(~7/27) 		<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の受付(7/6~7/20締切) ・手数料の納付受付(7/6~7/27締切)
8月	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格の有無の通知(~8/1) ・第1次保証金の納付受付(8/2~8/23締切) ・入札募集(8/10~8/24締切) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の受付(8/27~9/10締切) ・手数料の納付受付(8/27~9/18締切) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の審査(~11/9)
9月	<ul style="list-style-type: none"> 入札結果の公表(9/4) 入札結果の落札者への通知(9/4~9/7) ・第2次保証金の納付受付(9/4~9/18締切) 		
10月		<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の審査(~11/9) 	
11月		<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格の有無の通知(~11/14) ・第1次保証金の納付受付(11/15~12/6締切) ・入札募集(11/22~12/7締切) 入札結果の公表(12/18) 入札結果の落札者への通知(12/18~12/21) ・第2次保証金の納付受付(12/18~1/8締切) 	
12月			
2019年1月			
2019年2月			
2019年3月	<ul style="list-style-type: none"> 落札案件の認定申請補正期限(3/1) 落札案件の認定取得期限(3/29) 		



▶ よくある質問

ここでは、皆様からお寄せいただいたご質問のうち、お問い合わせの多いご質問についてお答えします。
資源エネルギー庁のホームページにおいて、その他のご質問についても回答を公表していますので、ぜひご利用ください。

Q.1

FIT法改正の趣旨は何ですか。

A.1

2012年のFIT制度開始以降、再生可能エネルギーの導入量は急速に増大しました。その一方で、国民負担の増大や未稼働案件の増加、地域とのトラブルの増加などの課題も生じていました。こうした課題に対応するため、新しい認定制度を設け、設備認定から事業計画認定とすることで、事業の適切性や実現可能性をチェックし、責任ある発電事業者として再生可能エネルギーの長期安定発電を促していくことを目的に、FIT法を改正し、2017年4月に施行しています。また、中長期の価格目標や入札制度を設けることによって、将来の再エネ自立化に向けた仕組みも構築しています。

Q.2

発電事業者（設備設置者）を変更する際の手続を教えてください。

A.2

発電事業者の主体が変更となる場合と変更とならない場合で手続が異なります。下表による変更のケースに応じた書類を添付し、手続をしていただく必要があります。なお、手続は事業を譲り受けた方に行っていただく必要があります。

事業譲渡の場合 (生前贈与等も含む)	変更認定申請	①譲渡契約書又は譲渡証明書 ・法人である場合： 譲渡人、譲受人双方の②履歴事項全部証明書③印鑑証明書 ・個人である場合：譲渡人、譲受人双方の②住民票③印鑑証明書
競売物件の場合		①物件目録 ②登記嘱託書（権利証）
相続の場合	事後変更届出	被相続人（亡くなられた方）の ①戸除籍謄本 ②住民票の除票 法定相続人全員の ①戸籍謄本または法務局より発行された法廷相続情報 ②印鑑証明書 ③遺産分割協議書又は相続人の同意書
法人の代表者変更の場合		法人の①現在事項全部証明書②印鑑証明書
離婚による分与の場合		①登記簿（所有権移転登記済） ②公正証書もしくは離婚協議書 ③双方の印鑑証明書 ④離婚届受理証明書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められていないため、分与の際は、建物と別に明示することが必要
賃貸マンション等で入居者に設備を貸与する形態の入居者の変更を行う場合		①賃貸借契約書 ②賃貸人の印鑑証明書 ③建物の登記簿 ④管理業務委託契約書（建物の所有者と当該建物の管理者が異なる場合のみ）



Q.3

認定を取得した場所とは異なる場所で事業を実施するにはどうすればよいですか。

A.3

認定を取得した場所とは異なる場所で事業を行おうとする場合には、原則として、事業計画上の発電設備の場所を変更することはできませんので、当初の事業計画の廃止の届出を提出していただき、新たな事業場所において改めて新規の認定を受ける必要があります。ただし以下の場合に限り、場所の変更が認められます。

- (1) 隣接する一連の地番（電線路により電氣的に接続している発電設備を設置する飛び地を含む）の追加又は削除（ただし、当初認定された地番の全てを削除する場合は除く）
- (2) 運転開始後において、以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合の移設
 - ① 引越しに伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合
 - ② 公共事業による土地の収用、災害等の運転開始時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由により当該場所で事業を実施することが不可能な場合
- (3) 市町村合併、区画整理、住居表示確定等又は地番の分筆、合筆による地番の変更

Q.4

「分割」などの認定基準に抵触する案件について、接続契約の申込みを行った場合はどうなりますか。

A.4

分割案件は事業計画認定がおりないため、認定基準に抵触しない状態にした上で、一般送配電事業者への接続契約申込み、及び、事業計画認定申請を行っていただく必要があります。なお、一般送配電事業者への接続契約の申込内容が、認定基準に抵触する可能性があると判断されるもの（名義、連絡先、振込先口座等のいずれかが同一で同一申込者と思われる事業者から複数の申込みがある場合や、隣接している住所に複数の申込みがある場合等）は、分割等の認定基準が充足されることを確認するため、一般送配電事業者から接続の受付や検討に先立ち事業計画認定の申請を行うよう求められる場合があります。

Q.5

全ての関係法令の手続を認定までに終えておかなければいけないですか。

A.5

認定申請時において、関係法令手続状況報告書によって各法令の手続の状況を申請していただくこととなりますが、この時点で関係法令の手続を全て終えておく必要はありません。ただし、環境アセスメント手続に関しては、法律・条例どちらに基づく場合も、認定申請までに方法書に関する手続を開始しておく必要があります。なお、事業を開始した後に必要な関係法令手続が終わっていないことが判明した場合には、認定取消しの対象となります。

▶ よくある質問

Q.6

RPS法に基づく新エネルギー等認定設備からFITに移行することはできますか。

A.6

2021年3月31日までにFIT法に基づく認定の申請を行っていただくことで、移行することは可能です。ただし、新エネルギー等認定設備を廃止した上で、FIT法に基づく認定の申請をしていただかないと、認定基準を充足しないため認定を受けることができません。また、調達期間及び調達価格については、FIT認定を取得した時点の調達価格が適用され、調達期間は経済産業大臣が定めた期間からFITの適用を受けずに運転していた期間を除いた期間が適用されません。なお、2MW以上太陽光及びバイオマス発電で燃料が一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料（パーム椰子殻、パームトランクのみ）の10,000kW以上及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料（パーム油のみ）の新エネルギー等認定設備の場合は、認定申請に先立って、入札に参加し、落札することが必要となり、調達価格は入札において決定したものが適用されます。

Q.7

2016年7月以降に認定を取得しており、新制度に移行するための事業計画の提出が猶予されていますが、接続契約の締結日から6ヵ月以内に事業計画を提出しないと認定が取消しになりますか？

A.7

接続契約締結日から6ヵ月以内に事業計画が提出されない場合であっても、直ちに認定を取り消すことは想定していませんが、複数回の督促を経てもなお提出が行われない場合は、認定の取消しを行う可能性もあります。

Q.8

屋根貸し事業について教えてください。

A.8

屋根貸し事業（複数太陽光発電設備設置事業）とは、以下4つの条件を全て満たしたものをいいます。通常10kW未満の太陽光は余剰買取であるところ、屋根貸し事業に該当する場合に限り10kW以上の価格区分の買取条件が適用されます。

- 屋根貸し事業者が、自らが所有していない複数の場所に、発電設備を設置すること
- 太陽光発電設備は1箇所あたり10kW未満で、合計すると10kW以上になること
- 全量配線であること
- 屋根の所有者その他の使用の権限を有する者の承諾を得ていること



Q.9

買取期間が終了した後はどうなりますか。

A.9

固定価格買取制度に基づく買取が終了した後に、同じ設備で再び固定価格買取制度の認定を取ることはできませんが、小売電気事業者等に売電することは可能です。その場合は、価格・期間等は小売電気事業者等との間で自由に決められますが、売電するための契約手続等をご自身で行っていただく必要があります。

Q.10

標識はどのようなものを設置しなければいけないのでしょうか。

A.10

次の図の例に従って掲示してください。素材は、風雨により文字が劣化・風化したりしないようなものや加工を施したものを用品ってください。2017年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、新制度の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）掲示してください。ただし、太陽光20kW未満の場合は、標識の掲示は不要です。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	DXXXXXXXX15
	所在地	東京都千代田区霞が関△番地
	発電出力	150.0kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
保守点検責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年〇月〇日

25cm以上 (縦)

35cm以上 (横)

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

(注意事項)

- 法人の場合は、「再生可能エネルギー発電事業者」の「氏名」には名称(必須)及び代表者氏名(任意)を記載してください。
- 「再生可能エネルギー発電事業者」又は「保守点検責任者」の少なくともどちらかにおいて、必ず連絡先(電話番号)を記載してください。
- 「運転開始年月日」は、運転開始前においては運転開始予定日を「(西暦)〇〇〇〇年〇月〇日(予定)」と記載し、これが変更された場合には、その都度、標識も修正してください。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月日を「(西暦)〇〇〇〇年〇月〇日」と記載してください。ただし、2017年度以前に既に標識を設置していた場合は、平成表記でも構いません。

固定価格買取制度の詳細についてのお問い合わせ

経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「なっとく!再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html



買取制度

検索

固定価格買取制度及び省エネ再エネ高度化投資促進税制(再エネ)のお問い合わせ窓口

☎ 0570-057-333

[受付時間] 9:00~18:00(土日祝、年末年始を除く)

■ 北海道

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎

☎ 011-709-2311
(内線2638)

■ 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1

☎ 022-221-4932

■ 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

☎ 048-600-0361

■ 富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

☎ 052-951-2775

■ 福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

☎ 06-6966-6043

■ 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策室 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

☎ 082-224-5818

■ 徳島県・香川県・愛媛県・高知県

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

☎ 087-811-8535

■ 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1

☎ 092-482-5475

■ 沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館

☎ 098-866-1759

入札制度に関するお問い合わせ

一般社団法人低炭素投資促進機構 入札管理業務部 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-11-5 住友不動産日本橋本町ビル6階

☎ 03-6264-8133